

広島県告示第二百五十七号

昭和四十八年広島県告示第百七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第三号の表特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第一号二に該当する区域の項中「規定する学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「第七条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。